

広島県告示第八百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十一月十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称												所在地	土砂災害警戒区域				
の自然現象の発生原因となる土砂災害																	
表区域示の区域の名称												土砂災害特別警戒区域					
の自然現象の発生原因となる土砂災害																	
○九) 草戸(一一)	半坂(一〇) 七一九)	半坂(二六) 六三一一)	下山地A(三四九二)	() 七八九一一	草戸町(六)	四八九)	山地B(三)	四八八)	山地A(三)	○九二四)	草戸町(一)	七三〇一一	草戸町(三)	七三〇)(区域の名称	土砂災害警戒区域	広島県福山市草戸町地内
崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	の自然現象の発生原因となる土砂災害	土砂災害特別警戒区域	広島県福山市草戸町地内	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	表区域示の区域の名称	土砂災害特別警戒区域	広島県福山市草戸町地内	
○九) 草戸(二二)	半坂(一〇) 七一九)	半坂(二六) 六三一一)	下山地A(三四九二)	() 七八九一一	草戸町(六)	四八九)	山地B(三)	四八八)	山地A(三)	○九二四)	草戸町(一)	七三〇一一	草戸町(三)	七三〇)(区域の名称	土砂災害特別警戒区域	広島県福山市草戸町地内
崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	の自然現象の発生原因となる土砂災害	土砂災害特別警戒区域	広島県福山市草戸町地内	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で行政進災域る条の 定令令に害等土第表 め第一関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域	広島県福山市草戸町地内	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。